

計画作成年度	令和7年度
計画主体	富山県魚津市

魚津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 魚津市産業建設部農林水産課
所在地 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
電話番号 0765-23-1034
FAX番号 0765-23-1053
メールアドレス nosei-shinko@city.uozu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン・タヌキ、アオサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	富山県魚津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和7年度) ※被害の現状値は令和8年1月末時点

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	79.4万円、0.71ha
ニホンザル	水稻	6.2万円、0.06ha
カラス	—	—
ニホンジカ	—	—
ツキノワグマ	—	—
ハクビシン・タヌキ	—	—
アオサギ	—	—

(2) 被害の傾向

①イノシシ

魚津市では最も被害が多い獣種となっており、中山間地域の水稲に被害をもたらす。被害数値は減少傾向にあるが、稲の収穫時期の水稲被害は毎年発生することや、同一ほ場に繰り返し侵入する傾向が見られる。また、年々、生息区域を拡大しつつあり、今後は被害防止対策が十分でない地域の里山や電気柵等の被害対策が実施されていない地区においても被害を及ぼすことが懸念される。

(被害額：R3 226万円 R4 386万円 R5 585万円 R6 251万円 R7 79万円(暫定値))

②ニホンザル

中山間地域を中心に水稲への農作物被害が発生している。また、軒先の野菜を盗む、納屋に侵入して収穫物を荒らす、建物の瓦や雨どいを壊す、子どもに対して威嚇行動をとるなど、生活被害も発生している。生息域を拡大させつつあり、目撃数も依然として多いため、今後の被害拡大が懸念される。

(被害額：R4 33万円 R5 66万円 R6 26万円 R7 6万円(暫定値))

③カラス

被害は年々減少傾向にあったが、令和4年度から令和6年度にかけては果樹への被害が確認された。過去にも中山間地において春期の水稲に、果樹においては収穫期に被害が発生している。また、市街地においては特に繁殖期に特定の場所において人身被害や威嚇による被害が定期的発生しているため、今後も引き続き調査や対策を行う必要がある。

(被害額：R4 13万円 R5 僅少 R6 11万円)

④ニホンジカ

近年、山間部での目撃、痕跡情報が増加している傾向にある。令和4年度には、果樹への被害が確認された。特にニホンジカの目撃情報が多い地域において被害が確認されたことから、他の目撃地点付近においても十分に対策を講じ、被害防止に努める必要がある。

(被害額：R4 291万円)

⑤ツキノワグマ

近年、農作物被害は発生していないが、過去には果樹の被害が報告されている。堅果類が不作の年は、エサを求めて多くの個体が人里に出没する傾向にあり、平成29年には人身被害が発生した。

春から秋にかけて、毎年、目撃情報があることから、今後も引き続き調査や放任果樹の除去等の対策を徹底する必要がある。

(被害額：R1 93万円)

⑥ハクビシン・タヌキ

近年、果樹や野菜を中心とした農作物被害が発生している。また、市街地での出没や、一般住宅への侵入事例も発生しているため、引き続きの対策が必要である。

(被害額：R4 20万円 R5 3万円)

⑦アオサギ

市内全域において、水稻の踏み荒らし被害が発生している。農業者自身がその都度補植することにより直接的な被害金額は計上されないが、農業者に余計な労力を強いており、農業被害といえる。

※出没件数及び被害額は年度区切りの数値

※令和7年度の出没件数及び被害額は、令和8年1月末時点の暫定値

(3) 被害の軽減目標

※被害の現状値は令和8年1月末時点

指標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和10年度)
ツキノワグマ	人身被害	0件	0件
	被害金額	0万円	0万円
	被害面積	0ha	0ha
ニホンザル	被害金額	6.2万円	4.4万円
	被害面積	0.06ha	0.04ha
イノシシ	被害金額	79.4万円	55.6万円
	被害面積	0.71ha	0.50ha
カラス	被害金額	0万円	0万円
	被害面積	0ha	0ha

ニホンジカ	被害金額	0万円	0万円
	被害面積	0ha	0ha
ハクビシン・タヌキ	被害金額	0万円	0万円
	被害面積	0ha	0ha
アオサギ	被害金額	0万円	0万円
	被害面積	0ha	0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

※捕獲実績は令和8年1月末時点

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・ 捕獲体制の整備 鳥獣被害対策実施隊員が捕獲を実施している。 主に、銃器・わな・電気槍による捕獲を行っている。</p> <p><u>令和7年度の捕獲実績(暫定値)</u></p> <p>イノシシ : 294頭 ニホンザル : 30頭 カラス : 40羽 ニホンジカ : 13頭 ツキノワグマ : 63頭 ハクビシン・タヌキ : 22頭 アオサギ : 15羽</p>	<p>近年では、実施隊員の高齢化や会員の減少が進んでおり、担い手不足が深刻となっている。 出沒報告により、実施隊が現場へ急行してもすでに逃げ去った後となることが多い。 住民が来ても逃げないのに実施隊が車で近づくだけで逃げるなど追払いの効果が薄れている。 わなによる捕獲技術の更なる向上が必要。</p>
	<p>・ 捕獲機材の導入 魚津市有害鳥獣対策協議会等で箱わなを導入し、捕獲したサルに発信器を装着するテレメトリー調査(富山県が実施)により生息調査を行っている。 イノシシやニホンザル等の対策のために捕獲檻を購入し、捕獲を行っている。イノシシについては、くくりわなも導入しながら、捕獲頭数の増加を目指している。 ICT(スマートセンサー)や自動撮影カメラを導入し、効率的な捕獲の促進を行っている。</p>	<p>地域で狩猟免許(わな免許)を持っている人が少ないため、設置には制限がある。 近い将来、高齢化による猟友会員の減少により、銃器を扱える免許保持者が減少することが予想されることから、地元の住民による狩猟免許(わな免許)の取得推進を図り、地域住民と実施隊両方で協力していく必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲鳥獣の処理方法 埋設又は自家消費をしている。 イノシシ及びニホンジカについてはNPO法人新川地区獣肉生産組合等へ搬入し、食肉加工をしている。 	
防護柵の設置に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置、管理 市では、鳥獣被害防止総合対策事業として個人の農地への侵入防止柵設置を支援している。 鳥獣被害防止総合対策交付金事業、富山県鳥獣被害対策強化支援事業、中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落ないしは地域単位での電気柵及び恒久柵の設置を支援している。 	<p>電気柵設置後において管理が不十分なために被害を受ける事例がある。これに対して、適正管理を指導しているが、農業者の担い手不足、高齢化といった構造的な問題が立ちふさがる。</p> <p>比較的、管理の労力が少ない耐雪型恒久柵の設置を望む地区が増えてきている。</p>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・里山再生整備事業を活用した緩衝帯整備 	<p>集落の高齢化が進行するなか、持続可能な体制づくりが必要である</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の整備 ヤギ等の放牧によるゾーニングの実証を進めている。 	<p>電気柵等の侵入防止柵の設置とセットで実施する必要がある。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・追払い活動 ニホンザルに対し、中山間地域における地元農業者による追払い活動、銃器、爆竹を用いた追払い活動を実施している。 	<p>「地域ぐるみ」の追払い活動実施はなかなか定着せず、特定個人の追払い活動では効果が薄い。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の除去 中山間地において、ニホンザルやツキノワグマのエサとなる放任果樹の除去を進めている。 	<p>過疎地域では、空地となった場所にまだまだ放任果樹が残っている。</p> <p>市街地へのクマの出没も増加していることから、市街地周辺においても放任果樹の除去が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

魚津市では、平成22年度に魚津市鳥獣被害防止計画を策定して以来、被害防止対策を推進してきた。結果、被害軽減等の成果が表れた地区もあるが、未だ被害が発生している地区が多く残っており、主な被害は、イノシシ・ニホンザルによる農作物の被害である。

魚津市では、計画を策定するにあたり、イノシシ・サル等の合算被害額として現状値より30%減の60万円とする。

電気柵等の被害防除と有害捕獲及び生息環境管理を一体的に進めるために魚津市有害鳥獣対策協議会と連携して、鳥獣被害防止総合対策事業及び富山県鳥獣被害対策強化支援事業等を活用しながら対策を進めていく。

併せて、ICT（スマートセンサー）や自動撮影カメラを導入の推進を継続し、鳥獣被害対策実施隊の活動労力の軽減を図りながら地域住民との連携を密にしながら効率的な追払い・捕獲活動を実施していく。

また、地域住民がより主体的に被害防止対策に取り組んでいくため、被害状況の共有化、地域を対象とした説明会や現地研修会を開催し、被害防除や生活環境管理（地区住民による侵入防止柵、里山整備で有害鳥獣との棲み分けを図る）、有害捕獲（地元住民のわな免許取得の推進を図る）の必要性について地域に理解を促し、意識改革を行っていく。

【魚津市が推進する主な対策】

1. 正確な被害状況を把握するための市・住民のネットワークの構築
2. ICTを活用した個体数調整の推進と捕獲の担い手育成
3. 被害防除対策の推進

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

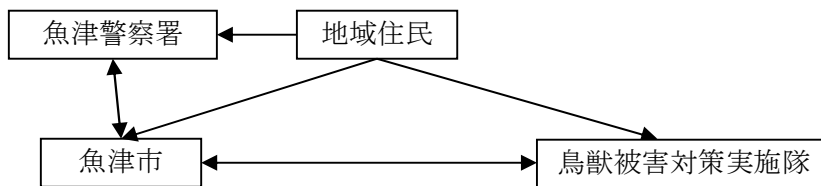
(1) 対象鳥獣の捕獲体制

魚津市鳥獣被害対策実施隊

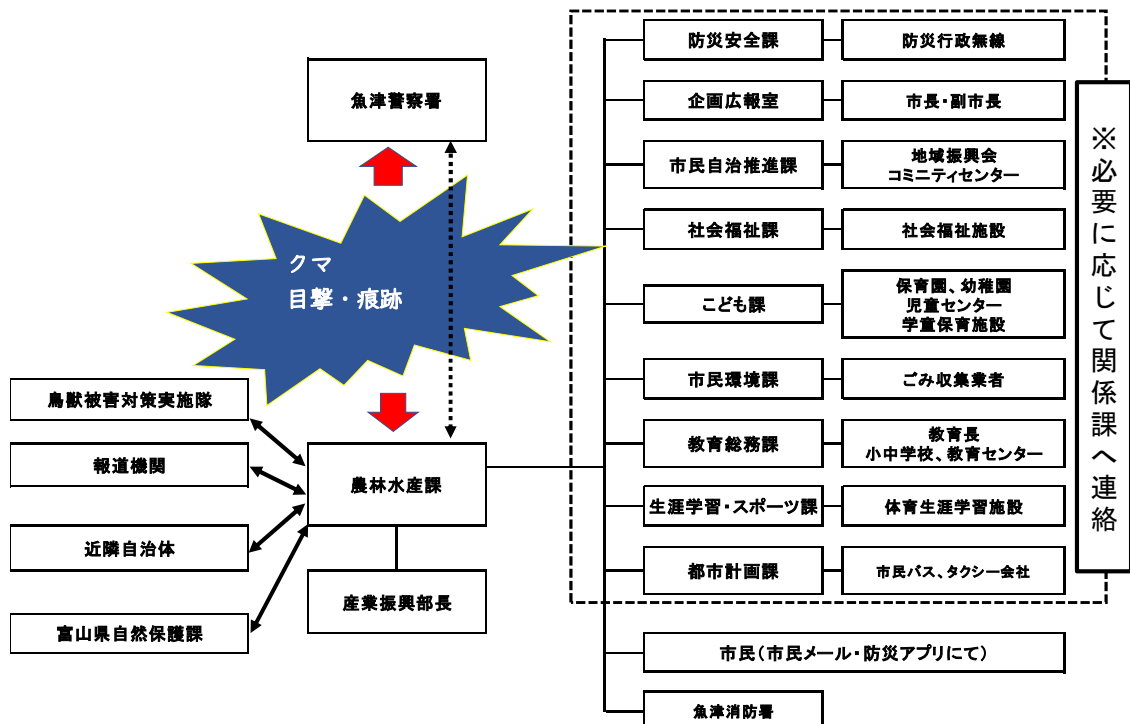
魚津市長が任命した鳥獣被害対策実施隊員が鳥獣被害の防止を図るための活動を行う。

実施隊員の役割としては、被害の防止を図るため、又は被害が発生した場合には、わな又は銃猟（ハーライフル銃を含む銃器）により鳥獣の捕獲を実施する。

① イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ、ハクビシン・タヌキ及びアオサギの捕獲体制図



② ツキノワグマの捕獲体制図



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ アオサギ	被害状況や生息域の情報の共有 市職員や団体職員、地元住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査 捕獲機材の整備
令和9年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ アオサギ	被害状況や生息域の情報の共有 市職員や団体職員、地元住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査 捕獲機材の整備
令和10年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ アオサギ	被害状況や生息域の情報の共有 市職員や団体職員、地元住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査 捕獲機材の整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年では、生息域が市街地に拡大しているため、鳥獣のエサの栄養価が高くなっている。そのため、栄養価の高いエサを求めて市街地へ出没する鳥獣の数が増加する可能性が高い。</p> <p>① イノシシ</p> <p>富山県が、令和5年度に策定した「富山県イノシシ管理計画」では、被害防除、生息環境管理、個体数管理を総合的に実施し、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図り、最終的には、イノシシは生息しているが、農作物被害が極力少ない状態を目指すこととしている。魚津市の中山間地域では、イノシシによる農作物被害が毎年発生しており被害の拡大が想定されるため個体数調整による被害対策が必要である。</p> <p>(捕獲実績：R3 197頭、R4 279頭、R5 259頭、R6 353頭、R7 294頭(暫定値))</p> <p>令和8年度以降も継続して捕獲を行っていく。</p> <p>② ニホンザル</p> <p>富山県が、令和3年度に策定した「富山県ニホンザル管理計画」では、地域個</p>

体群の生息範囲が拡大しないよう群れを安定的に維持しつつ、農林作物や生活環境被害等を軽減し、人とニホンザルとの共生を図ることとしている。年度末にはこの管理計画に基づき富山県が捕獲数を計画するため、魚津市でもこれに準じた個体群管理を行う。

(捕獲実績：R3 62頭、R4 60頭、R5 49頭、R6 36頭、R7 30頭(暫定値))

魚津市では9群381頭の生息数と推定されるが、目撃情報による生息数は年々増加しており、群れの子ザルの比率が大きくなっている。

令和8年度以降も管理計画に基づいて継続して捕獲に取り組むこととする。

③ カラス

カラスによる水稻への食害、踏み荒しに加えて果樹への被害が深刻となっている。魚津市ではカラスの箱わなによる捕獲を中心に行っていたが、令和2年度以降は銃器による捕獲が中心となり捕獲数は減少したが、被害防止の観点からも持続的な捕獲が必要である。

(捕獲実績：R3 73羽、R4 86羽、R5 32羽、R6 18羽、R7 40羽(暫定値))

令和8年度以降も継続して捕獲を行っていく。

④ ニホンジカ

富山県が、令和3年度に策定した「富山県ニホンジカ管理計画」では、農林業被害の防止及び生態系への悪影響を未然防止するため、「農林業被害の防止」、「分布域拡大による被害拡大の防止」、「高山帯への侵入防止」を管理目標として、個体数を管理するものとしている。

(捕獲実績：R3 6頭、R4 10頭、R5 18頭、R6 8頭、R7 13頭(暫定値))

令和8年度以降も管理計画に準じた個体数管理を行う。

⑤ ツキノワグマ

富山県が、令和3年度に策定した「富山県ツキノワグマ管理計画」では、「被害防除」、「生息環境管理」及び「個体数管理」を総合的に展開し、農林業被害の軽減並びにクマの地域個体群の長期にわたり安定的に維持するとし、必要最小限の範囲で捕獲を行うこととしているため、魚津市でもこれに準じた個体数管理を行う。

(捕獲実績：R3 4頭、R4 0頭、R5 2頭、R6 10頭、R7 63頭(暫定値))

令和8年度以降も管理計画に基づいて継続して捕獲に取り組むこととする。

⑥ ハクビシン・タヌキ

ハクビシンによる果樹への被害が深刻となっている。また、市街地での目撃情報も多数寄せられており、生息数の増加は更なる農作物被害をもたらす可能性があるため、令和8年度以降、計画的に捕獲に取り組むこととする。

(捕獲実績：R3 9頭、R4 2頭、R5 17頭、R6 11頭、R7 22頭(暫定値))

⑦ アオサギ

水稻の踏み荒らし被害を防止するため、継続的な捕獲が必要。

(捕獲実績：R3 30羽、R4 16羽、R5 14羽、R6 0羽、R7 15羽(暫定値))

※捕獲数は年度区切りの数値

※令和7年度の捕獲数は、令和8年1月末時点の暫定値

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
イノシシ	300	300	300	被害、捕獲実績の結果による
ニホンザル	—	—	—	富山県ニホンザル管理計画に準ずる
カラス	100	100	100	被害、捕獲実績の結果による
ニホンジカ	20	20	20	被害、捕獲実績の結果による
ツキノワグマ	—	—	—	富山県ツキノワグマ管理計画による 人身被害0を計画とする
ハクビシン・タヌキ	20	20	20	被害、捕獲実績の結果による
アオサギ	20	20	20	被害、捕獲実績の結果による

捕獲等の取組内容

中山間地域において野生鳥獣の活動が活発になる春季、秋季を中心に実施するものとする。捕獲は、銃器並びに箱わな又はくくりわなによるものとする。併せて侵入防止柵、IGT等を活用し、捕獲効率の向上を図る。

・イノシシ

被害の大きい箇所を重点に、箱わな又はくくりわなを設置する

・ニホンザル

被害の大きい箇所を重点に箱わな又はくくりわなを各群れの出没箇所に設置する

・カラス

ねぐらとなっている箇所に箱わなを設置する

・ニホンジカ

被害の大きい箇所を重点に、箱わな又はくくりわなを設置する

・ハクビシン・タヌキ

ねぐらとなっている箇所や被害の大きい箇所を重点に箱わなを設置する

・アオサギ

水稲定植期を中心に、銃猟を実施する

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型獣（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ）の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。

- ①捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ等の大型獣であること。
- ②鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。
- ③人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段で

は従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。

④地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。

⑤ライフル銃の使用について警察等の了解が得られた場合であること。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
魚津市	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（電気柵）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	ワイヤーメッシュ+電気柵 3段 3,000m	ワイヤーメッシュ+電気柵 3段 3,000m	ワイヤーメッシュ+電気柵 3段 3,000m
イノシシ	電気柵 2段 3,000m	電気柵 2段 3,000m	電気柵 2段 3,000m
対象鳥獣	整備内容（恒久金網柵）		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	恒久金網柵 3,000m	恒久金網柵 3,000m	恒久金網柵 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ	地元住民による草刈推進 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施
令和9年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ	地元住民による草刈推進 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施

令和10年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ	地元住民による草刈推進 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施
--------	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ アオサギ	地元住民による草刈推進 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施
令和9年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ アオサギ	地元住民による草刈推進 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施
令和10年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン・タヌキ アオサギ	地元住民による草刈推進 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施

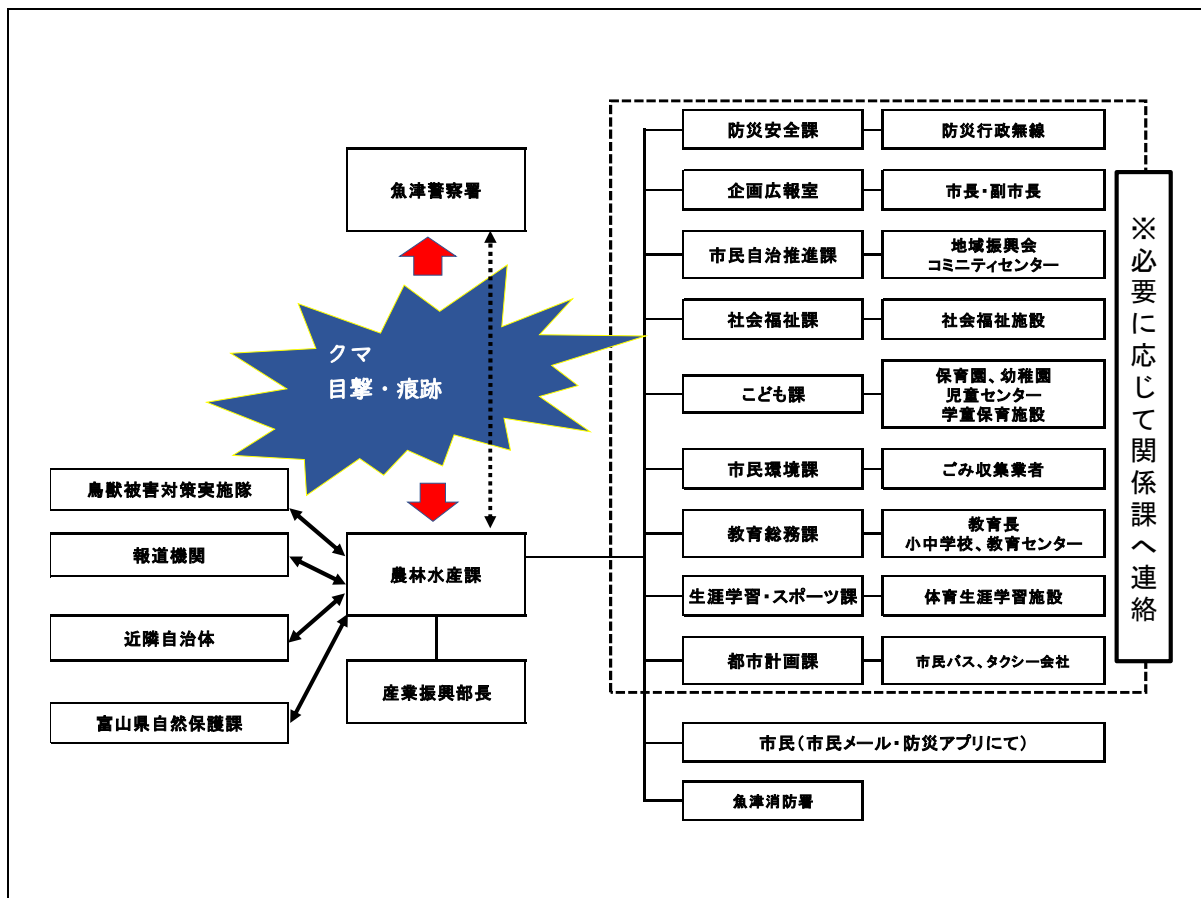
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
富山県 自然保護課	(平常時) 情報交換 (緊急時) 平常時の役割に加えて緊急捕獲の協議・許可及び県民等への情報提供

魚津警察署	(平常時) 情報交換 (緊急時) 平常時の役割に加えて出沒等の周辺地域のパトロール、避難誘導、注意喚起及び警察法適用による捕獲等
魚津市	(平常時) 関係機関・地元への連絡、情報交換、情報収集及び分析 (緊急時) 平常時の役割に加えて対策本部の設置及び実施隊を中心としたパトロール
富山県東部消防組合消防本部	(平常時) 情報交換 (緊急時) 平常時の役割に加えて出沒等の周辺地域のパトロール、注意喚起及び避難誘導
鳥獣被害対策実施隊	(平常時) 情報交換、情報収集、追い払い等による安全確保及び捕獲又は駆除 (緊急時) 平常時の役割に加えて関係機関と連携したパトロール

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、魚津市及び鳥獣被害対策実施隊が捕獲後速やかに、各種法令の定めにより適切に処理する。
また、獣種によっては自家消費や食肉加工施設へ運ぶよう推進する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体を食肉加工施設へ運搬し、食品利用の促進を図る。 〈捕獲した鳥獣の現在の利用状況と目標〉 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>R7年度</th><th>R8年度</th><th>R9年度</th><th>R10年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>イノシシ</td><td>230頭</td><td>245頭</td><td>250頭</td><td>255頭</td></tr><tr><td>シカ</td><td>9頭</td><td>15頭</td><td>18頭</td><td>20頭</td></tr></tbody></table> ※令和7年度の利用状況は、令和8年1月末時点の暫定値		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	イノシシ	230頭	245頭	250頭	255頭	シカ	9頭	15頭	18頭	20頭
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度												
イノシシ	230頭	245頭	250頭	255頭												
シカ	9頭	15頭	18頭	20頭												
ペットフード	同上															
毛革	同上															
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上															

(2) 処理加工施設の取組

有害鳥獣対策協議会や、鳥獣被害対策実施隊との連携を密にして、施設運営を支援する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲者に対し、肉の品質を落とさないための捕獲技術の啓発に努める。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	魚津市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
新川農林振興センター	関係機関との調整や指導
魚津警察署	緊急時の協力や猟銃許可
漁業団体	水産業者への指導及び調整
新川森林組合	里山整備に対する指導及び調整
富山県鳥獣保護管理員	鳥獣の生息に関する指導
鳥獣被害対策実施隊	実施隊員によるパトロール・捕獲 関係機関との調整
魚津市消防署	緊急時の協力
魚津市	協議会運営
富山県議会議員	県との調整や情報提供
魚津市議会議員	市との調整や情報提供
区長会又は地域振興会	地域住民との調整
生産組合長並びに 果樹等生産団体	農業生産者との調整
魚津市農業協同組合	農業者への指導及び調整
NPO法人新川地区獣肉生産組合	ジビエ利用促進
その他対策協議会の目的に賛同する者及び団体	協議会への情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供、農作物被害のとりまとめ
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供及び指定管理鳥獣捕獲等事業との連携
北陸農政局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>令和7年度は55名で構成。</p> <p>令和8年度以降も引き続き、魚津市職員（魚津市長が任命した職員）及び民間隊員で鳥獣被害対策実施隊が捕獲、被害防止策の普及啓発等、市内の被害対策についての取組を進めていく。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山間部を中心として高齢化が進んでいるため、地域住民だけでは侵入防止柵や緩衝帯の整備が困難になっている地域が増加している。そこで、広範囲の被害防止柵を講じる場合に集落、地域住民のみでの対策が困難な場合にはその集落だけではなく、付近集落と連携して対策ができるよう検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、魚津市有害鳥獣対策協議会と連携し、共同で情報交換会、現地研修会を開催する。